

第6章 環境の保全についての配慮事項

第6章 環境の保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

6.1 公的な計画及び指針との整合性

本事業は、埼玉県及び桶川市によって策定されている環境基本計画等の公的な計画等のうち、表 6.1-1 に示す計画と関連している。

計画策定の段階において配慮事項については、表 6.1-2 に示すとおりである。

表 6.1-1 本事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称
埼玉県	埼玉県5か年計画（令和4年3月）
	第4次埼玉県国土利用計画（平成22年12月）
	第5次埼玉県土地利用基本計画（平成25年2月）
	まちづくり埼玉プラン（平成30年3月）
	第3次埼玉県広域緑地計画（令和4年3月）
	第5次埼玉県環境基本計画（令和4年2月）
	埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（令和2年3月）
	埼玉県景観計画（平成28年4月）
	第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（令和3年3月）
桶川市	桶川市第五次総合振興計画後期基本計画（平成28年4月）
	桶川市都市計画マスタープラン（改訂版）（平成25年3月）
	桶川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月）
	桶川市緑のまちづくり基本計画改訂版（平成25年3月）
	桶川市環境基本計画（平成24年3月改定）
	桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（平成31年1月）

表 6.1-2(1) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県 5 か年計画 (令和 4 年 3 月)</p>	<p>埼玉県の総合計画として、令和 4 年度～令和 8 年度を計画年度とし、3 つの将来像の実現を目指している。また、政策分野ごとの進むべき方向として 12 の指針を設定している。</p> <p>【埼玉県の目指す将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全の追求～Resilience～ ・誰もが輝く社会～Empowerment～ ・持続可能な成長～Sustainability～ <p>【12 の針路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害・危機に強い埼玉の構築 ・県民の暮らしの安心確保 ・介護・医療体制の充実 ・子育てに希望が持てる社会の実現 ・未来を創る子供たちの育成 ・人生 100 年を見据えたシニア活躍の推進 ・誰もが活躍し共に生きる社会の実現 ・支え合い魅力あふれる地域社会の構築 ・未来を見据えた社会基盤の創造 ・豊かな自然と共生する社会の実現 ・稼げる力の向上 ・儲かる農林業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性を生かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・進出企業に、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
<p>第 4 次埼玉県国土 利用計画 (平成 22 年 12 月)</p>	<p>「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、4 つの基本方針が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・建築物の規模、色彩等に関して周辺の景観との調和に努める。
<p>第 5 次埼玉県土地 利用基本計画 (平成 25 年 2 月)</p>	<p>計画地は、「圏央道地域」に区分されている。「圏央道地域」は、東京都心から概ね、30～60km 圏にあり、西部の丘陵地から東部の低地まで様々な自然環境と地域文化を有しており、今後圏央道の整備により一層発展が期待されている地域と位置付けられている。</p> <p>このうち、圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高めていくとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性を生かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。
<p>まちづくり埼玉プ ラン (平成 30 年 3 月)</p>	<p>県民生活の視点から埼玉の目指すべき将来都市像とそれを実現していくためのまちづくりの目標が示されている。</p> <p>【将来都市像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどり輝く 生きがい創造都市～暮らし続けるふるさと埼玉～ <p>【まちづくりの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちの実現 ・地域の個性ある発展 ・都市と自然・田園の共生 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・建築物の規模、色彩等に関して周辺の景観との調和に努める。

表 6.1-2(2) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第3次埼玉県広域緑地計画 (令和4年3月)</p>	<p>21世紀半ばを展望した埼玉における緑の将来像とそれの実現に向けた3点の取り組みが示されている。</p> <p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様で豊かな緑と共生する『埼玉』 <p>【3点の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の「環境」、「社会」、「経済」面の価値向上と可視化へ ・市町村や多様な主体との連携・協働 ・身近な緑の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。
<p>第5次埼玉県環境基本計画 (令和4年2月)</p>	<p>健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に向け、21世紀半ばを展望した3つの長期的な目標を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり ・安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり ・あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中は、排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。
<p>埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期) (令和2年3月)</p>	<p>省エネルギーなどの推進による脱炭素社会の実現及び気候変動に適応した持続可能な社会の実現を目指すべき将来像として掲げるとともに、温室効果ガスの削減目標を設定している。</p> <p>【目指すべき将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素化が進み、気候変動に適応した持続可能な埼玉 <p>【温室効果ガスの削減目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス(CO₂)への対策として、計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備する。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。

表 6.1-2(3) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県景観計画 (平成 28 年 4 月)</p>	<p>計画地の位置する桶川市は、特定課題対応区域の圏央道沿線区域に区分されており、将来の景観像を目指すため、以下の事項が定められている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・ 歴史と伝統が語られる景観づくり ・ 身近な生活環境を良くする景観づくり ・ 県民が主体となった景観づくり ・ 地域間の交流を進める景観づくり <p>また、建築面積が 200 m²を超える業務用等の建築物、工作物及び資材置き場等を届出対象として規制・誘導等が行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の規模、色彩等に関して周辺の景観との調和に努める。
<p>第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画 (令和 3 年 3 月)</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、持続可能な循環型社会の形成に向けた施策の総合的、計画的な推進を図るため、5 年ごとに廃棄物処理基本計画を策定している。</p> <p>【将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を推進する。 ・ 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する。 ・ 災害発生時において、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保する体制及び廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める。 ・ 将来直面する少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中に発生する廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努め、適正に処理を行う。 ・ 進出企業に、廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）、適正処理等を推進するよう働きかける。

表 6.1-2(4) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>桶川市第五次総合振興計画後期基本計画 (平成 28 年 4 月)</p>	<p>桶川市におけるまちづくりや、行政運営の指針となる「桶川市第五次総合振興計画」について、平成 28 年度～令和 2 年度までの 5 年間で計画期間とし、必要な施策を総合的・体系的に定めている。</p> <p>なお、令和元年度より次期計画の策定作業を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和 3 年度以降へ策定期間を延長している。</p> <p>【将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなで つくり 育む 活気あふれる交流拠点都市 おけがわ <p>【施策の大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・だれもが主役の桶川をつくる ・生きる力を育み次代に繋げる桶川をつくる ・共に支え合いいきいきと暮らせる桶川をつくる ・環境にやさしく安心・安全に住み続けられる桶川をつくる ・みどりと調和した暮らしやすい桶川をつくる ・にぎわいと活力ある桶川をつくる ・計画的で将来を見据えた桶川をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性を生かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・進出企業に、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
<p>桶川市都市計画マスタープラン (改訂版) (平成 25 年 3 月)</p>	<p>平成 9 年策定した市の都市計画に関する基本的な方針となる「桶川市都市計画マスタープラン」を改訂し、市域を川田谷地域、桶川西地域、桶川東地域、加納地域に分けて構想をまとめている。</p> <p>【将来都市像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなが主役の生活環境・交流拠点都市・桶川 <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桶川らしさを生み出す都市づくり ・持続的に進めるまちづくり <p>【川田谷地域の将来都市像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川と谷を守り独自の文化を発信する桶川のオアシス 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性を生かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・建築物の規模、色彩等に関して周辺の景観との調和に努める。
<p>桶川市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>将来のまちづくりに向け、人口ビジョンに掲げる将来展望を実現するために必要となる施策をまとめている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ・新しいひとの流れをつくる ・安定した雇用を創出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性を生かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。

表 6.1-2(5) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>桶川市緑のまちづくり基本計画改訂版 (平成 25 年 3 月)</p>	<p>都市緑地法に基づき緑地の保全と緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めている。</p> <p>【計画テーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水清み 草花息吹き チョウが舞う 3つの緑でつなぐ桶川 <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の軸線」を保全し、生き物の回廊となる「公共空間の緑」が整備されたまちづくりを進めます。 ・美しい田園風景を形成し、緑の資源として貴重かつ豊かな「郊外の緑」を保全、活用するまちづくりを進めます。 ・潤いのある市街地の緑を形成する「身近な緑」を積極的に創造、管理するまちづくりを進めます。 ・市民等、事業者、行政の「協働による緑のまちづくり」を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。
<p>桶川市環境基本計画 (平成 24 年 3 月改定)</p>	<p>平成 8 年の「桶川市環境自治体宣言」及び「桶川市ゴミ 10ヶ条宣言」に基づき、平成 12 年に策定し、市の施策と市民および事業者の活動の指針として推進している。平成 24 年には、本市を取り巻く変化を的確に捉え、改訂を行っている。</p> <p>【環境像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と自然が共生するまち <p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して快適に暮らせる生活環境づくり ・里地・里山の自然との共生 ・美しい資源循環型社会の形成 ・地球温暖化対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中は、排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。 ・各種法令や埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守するとともに、未然の公害発生防止に努める。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。
<p>桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編） (平成 31 年 1 月)</p>	<p>桶川市が一般廃棄物の適正な処理を確保するための基本的な計画で、廃棄物処理法に基づき、ごみの発生量及び処理量の見込みや排出抑制のための方策などを定めている。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別排出 ・ごみの排出抑制 ・さらなる再資源化のためのリサイクルシステムの構築 ・効率的なごみ処理体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中に発生する廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努め、適正に処理を行う。 ・進出企業に廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）、適正処理等を推進するよう働きかける。

6.2 回避又は低減の配慮を図るべき地域

(1) 法律又は条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的として法令等の規定により指定された地域と計画地及び周辺との関連は、表 6.2-1 に示すとおりである。

計画地は、特定猟具使用禁止区域（銃）、地下水採取規制地域、市街化調整区域、農用地区域及び景観計画区域に指定されている。

(2) その他の配慮すべき地域

本事業の計画地及び周辺には、表 6.2-2 に示すように、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表 6. 2-1 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無 ^{注)}		関係法令等	
		計画地	周辺		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	特別緑地保全地区	×	○	都市緑地法
		近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法
		ふるさとの緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		国指定鳥獣保護区	×	×	
		県指定鳥獣保護区	×	○	
		特別保護地区	×	×	
鳥獣保護区		×	×		
特定猟具使用禁止区域（銃）		○	○		
特定猟法禁止区域（鉛散弾）		×	○		
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土防災	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	○	河川法	
	土砂災害警戒区域	×	○	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域	×	×	工業用水法	
土地利用	市街化調整区域	○	○	都市計画法	
	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	地域森林計画民有林	×	○	森林法	
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・市・町指定)	×	○	文化財保護法	
		×	○	埼玉県文化財保護条例	
		×	○	桶川市文化財保護条例	
		×	×	鴻巣市文化財保護条例	
		×	×	上尾市文化財保護条例	
		×	○	北本市文化財保護条例	
		×	×	川島町文化財保護条例	
景観	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域	○	○	埼玉県景観条例	

備考) 指定等の有無の「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。

表 6.2-2 配慮すべき地域とその分布状況

区分	配慮事項	計画地及び周辺の状況	該当 ^{注)}
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域	計画地及び周辺には、項目によって環境基準を上回る地域が分布する。	○
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域	計画地及び周辺には、保全対象となる施設や住居が分布する。	○
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等	計画地及び周辺には分布しない。	×
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	計画地及び周辺には分布しない。	×
	水田、ため池、農業用水路等への保水機能	計画地及び周辺には水田及び水路が分布する。	○
	現状の地形を生かした土地の改変量抑制	計画地内は起伏の少ない平坦な地形であり大規模な土地の改変等を行わない。	×
	重要な地形、地質及び自然現象	計画地及び周辺には分布しない。	×
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域	桶川市洪水ハザードマップでは千年に一度程度発生する大雨により、浸水深さ3.0m未満が想定される。	○
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック、その他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	計画地及び周辺には動植物の生息・生育空間が分布する。	○
	原生林その他の森林、湿地など多様な生物の生息・生育環境を形成している地域、その他生態系保護上特に重要な地域	計画地及び周辺には分布しない。	×
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避	計画地周辺には多様な生物の生息・生育環境を形成する湿地が分布する。	△
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	計画地及び周辺には分布しない。	×
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	計画地及び周辺には、屋敷林及び寺社林等が分布する。	○
	すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場	計画地及び周辺には分布しない。	×
	水辺や身近な緑等、地域住民が日常的に自然とふれあう場	計画地周辺には、川田谷こどもの森等や石川川沿いの河津桜等の自然とのふれあいの場が分布している。	○
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	計画地及び周辺には、埋蔵文化財包蔵地が分布する。	○
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクル	法令等の準拠し、排出抑制及びリサイクルを推進する。	○
	温室効果ガス等の排出抑制	実行可能な範囲で温室効果ガスの排出を抑制する計画とする。	○
	温室効果ガスの吸収源整備	実行可能な範囲で温室効果ガスの吸収源を整備する計画とする。	○
一般環境中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	放射性物質の拡散・流出による影響	計画地及び周辺には、空間放射線量の測定値が高い地点は分布しない。	×

注) 該当欄の「○」は計画地及び周辺が該当、「△」は計画地周辺が該当、「×」は計画地及び周辺が該当しないことを示す。

6.3 対象事業の立地回避が困難な理由

(1) 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

計画地は、「第5次埼玉県土地利用基本計画」（平成25年2月、埼玉県）において圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高めていくこと、また、沿線の市町及び県が連携して、圏央道IC周辺地域の資材置き場等の乱立による環境悪化の抑止に努めることとしている。

また、桶川市では、「桶川市第五次総合振興計画後期基本計画」（平成28年4月）において、本地区を、圏央道桶川北本ICに近接するという交通利便性を生かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、物流・業務サービス、製造業、情報、研究などの産業施設の誘導を図る「複合開発エリア」に位置付けている。

(2) 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

計画地は、「6.3 (1) 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由」でも記載したように、「第5次埼玉県土地利用基本計画」及び「桶川市第五次総合振興計画後期基本計画」において産業施設の誘導を図る地域に位置付けられていることから、実施区域の変更は困難である。

6.4 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

計画策定の段階において、表6.2-1及び表6.2-2に示した内容を配慮し、本事業による影響の回避又は低減について表6.4-1に示すとおり検討を行った。

表 6.4-1 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	学校その他の環境の保全に配慮が必要な施設や住居等への影響の回避又は低減に努める。	特になし。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備する。	保全すべき種をはじめとする動植物種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努める。代償措置として、生息・生育空間の創出に努める。	特になし。
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備する。	植栽樹種や建築物の規模、色彩等を検討し、周辺景観との調和に努める。自然とのふれあいの活動の場への影響の回避又は低減に努める。	特になし。
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	二酸化炭素の吸収源として、公園及び緩衝緑地帯等を整備する。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。温室効果ガスの吸収源対策として緑化に努める。	特になし。